

平成20年8月27日

監査役制度改革有識者懇談会資料

**Re: 会計監査（会社法と金融商品引法）と監査役（論点整理 1） - Executive Summary****一 政策論・価値判断論**

金商法上の内部統制報告書＋監査証明の主な内容は、定時総会において、経営者からの説明義務の対象事項か（政策論・価値判断論）？

→ 一について肯定的判断（解釈論を含む）を行う場合、どういった手段が考えられるか？

注1 上場会社においては、会社法上の会計監査人と金商法上の監査人とが同じ者であることを前提にする。

注2 適用二年目以降は落ち着く類の論点なのかも意識・峻別して、議論を行う。

**二 会社法ルート**

1 現行の①事業報告（たとえば「会社の現況に関する重要な事項」<sup>1)</sup>）及び②監査役監査報告において内部統制報告書＋監査証明書における重要な欠陥の有無を記載事項として、招集通知と併せて株主に送付する。

（理由）五月中旬の決算取締役会の段階までに、重要な欠陥の有無（内部統制報告書の内容）とそれに対する監査人監査結果は、判定されているのではないか（また判定されるよう実務上対応していくことが可能なはずではないか）。

(1) そもそも「重要な欠陥」の判定時期は3月末時点の話である。運用事項など定性的なものも（適用初年度は間に合わない事例が一部にあるかもしれないが）3月末までに確定させることができるはずではないか。

(2) 会社法上の会計監査人は、「重要な欠陥」についていかなる意見も表明しているものではない。ただ、会計監査人として計算書類の適正さについて監査意見を述べるにあたって、「重

---

<sup>1</sup> 事業報告の記載事項としては、ほかに、「会社法 362 条 4 項 6 号に規定する体制の整備についての決議があるときは、その決議の内容の概要」がある（会社法施行規則 118 条 2 号）。

要な欠陥」の有無は（下記Qの事項を除いて）事実上すべて判定されているのではないか？また監査役が会計監査の方法と結果の相当性について意見を述べるに当たっては、「重要な欠陥」の有無について（下記Qの事項を除いて）把握しておかないと、監査役監査意見を本来は述べられないのではないか<sup>2</sup>？

Q 決算取締役会（仮に5月中旬とする）以降に（3月末時点の財務報告に係る）「重要な欠陥」が新たに判明する場合としてどういう事象があり得るのか？

・ 現状認識されている事項としては、(1)「有報の作成プロセスに係る決算・財務報告プロセスの評価の検討」、(2)会社法監査の作成日付と金商法監査の作成日付とのズレに伴う後発事象に伴う修正事項<sup>3</sup>がある。他に何かあるか？

・ 重要な欠陥がなかった会社にとっては5月中旬段階での会社法ルートでの開示は特段問題ないだろうが、重要な欠陥がある会社にとって、5月中旬段階での会社法ルートでの開示での対応は問題ないか？—たとえば、（適用初年度など？）3月末時点の「重要な欠陥」の有無について、経営者側と会計士側との間で意見の調整がつかず、6月末までの運用テストなどの結果が良ければ3月末の「重要な欠陥」はなかったと考えても良い、といった事実上の交渉が、経営者側と会計士側との間で行われることがありえるか？—ありえるとすると、5月中旬の段階で会社法ルートで開示をすることに躊躇する可能性があるか？

## 2 会社法ルートによる開示例

### (1) 事業報告

例1：「金商法に基づく内部統制報告書において指摘すべき「重要な欠陥」は、今年三月末時点において、特に存在しておりません（なお、有報の作成に係る決算・財務報告プロセスの評価に関しては、本事業報告作成時点では未了ですので、除かれます）<sup>4</sup>。」

例2：「金商法に基づく内部統制報告書において指摘すべき「重要な欠陥」の有無については、

---

<sup>2</sup> 内部統制監査の実施基準では、監査人は、会社法監査の終了日までに、内部統制監査の過程で発見した内部統制の「重要な欠陥」について、経営者、取締役会及び監査役に対して、書面又は口頭で「経過報告」することが必要であるとされている。

<sup>3</sup> しかしこうした後発事象に伴う一種の backfire は、本体の計算書類自体の適正さに影響がある程度のお話で初めて問題となり、かつそこまでの話であればそもそも5月中旬の開示から見直しがいずれにしても迫られるのではないかと指摘もある。

<sup>4</sup> 適用二年目以降は、除かなくても良いという考え方もあり得る？

現在、監査人である・・・と最終調整を行っております。」

## (2) 監査役監査報告

例 3： 監査役監査報告「取締役及び監査人から、金商法に基づく内部統制報告書において指摘すべき「重要な欠陥」の有無についても報告を受けました。・・・事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。・・・内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。・・・会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。」

3 1の5月中旬までにはファイナルとならなかった事項については、下記三2により六月上旬頃に内部統制報告書が完成し監査人から内部統制監査報告書を受領した時点で、必要があれば、会社法の事業報告のWEB修正において対応する。

例 4： 上記2の事業報告の記載から、「（なお、有報の作成に係る決算・財務報告プロセスの評価に関しては、本事業報告作成時点では未了ですので、除かれます）」を削除する旨、WEB修正を行う。

4 上記1・3に関して、取引所に対する適時開示を行う必要はあるのか？

→「重要な欠陥」の有無は、インサイダー取引規制上の重要事実に該当せず、従って重要な欠陥の有無に関して東証に対する適時開示を行う必要はないという解釈・整理でよいか？

5 上記対応は、事業報告や監査役監査報告の（実務に対して影響力の高い）ひな型で周知する。

Q 事業報告の記載事項であることを明確にする法務省令の何らかの改正まで果たして必要か？

## 三 （会社法+）金商法ルート

注 定時総会における説明義務の対象であることを明確にするということであれば、会社法ルートでの対応が本則となろう。そこで「（会社法ルート）+金商法ルート」としている。会社法ルートの内容については上記二のとおり。

1 有価証券報告書の開示と内部統制報告書（+監査証明）との開示を切り離して、内部統制報告書+監査証明書だけを先行してEDINETで開示させるという選択肢は、制度の根幹に関わる立法論であり、現状ではハードルが高いのではないかと（友永委員からのご指摘資料6参照）。  
=とすると、有報が対外的に正式にEDINETで開示される時期より前に、内部統制報告書（+監査証明）をEDINETで先行開示するという選択肢は難しい。

2 有報全体が六月末まで法的にファイナルにならなくても、下記のA+Bの箇所が完成すれば（A+Bの箇所がファイナルになるのが仮に「六月上旬」とする）、下記A+Bの作成プロセスに重要な欠陥があるか否かが内部統制報告書+監査証明書の記載事項なので、内部統制報告書も六月上旬には完成させることが可能ではないか。そして、内部統制監査報告書についても、六月上旬を作成日付<sup>5</sup>としてファイナルにし、監査人から会社に交付することが可能ではないか<sup>6</sup>。

注 財務諸表に対する監査証明についても、六月末（定時総会后）を作成日付とする必要はないと、今年の三月に改正されている<sup>7</sup>。

---

<sup>5</sup> 監査終了日が、監査証明書の作成日付となる。

<sup>6</sup> 監査人側にとっても、内部統制監査証明書の日付が（六月末よりも）早まる方が、後発事象等の観点から望ましいのではないかと。

<sup>7</sup> 日本公認会計士協会が公表している「監査報告書作成に関する実務指針」（監査・保証実務委員会報告第75号）において、従来は旧証券取引法に基づく監査報告書の日付は定時株主総会後の日付とするものとされていたところ、平成20年3月25日の改正で当該記載が削除され、金商法に基づく監査報告書を従来よりも早い時点での作成日とすることが可能となった。

## 有価証券報告書(+添付書類)

(A)	(B)	(C)	(D)
財務諸表	「財務諸表の信頼性に重要な影響を及ぼす開示事項等」 (内部統制府令2条1号参照)  ex. 大株主の状況	その他	定時総会を物理的に終えないとファイナルにならない情報or添付書類 ex. 役員の状況

(A) + (B) = 内部統制報告書 + 内部統制監査報告書の完成までに作成を終えていることが求められる(あるいは望ましい)事項

(B) + (C) + (D) = 非財務情報

注 (A) + (B) の中に (D) に該当する情報は存在しないと考えるか

注 内部統制報告書及び監査報告書自体の開示は、有価証券報告書の開示（現状では定時総会後の六月末）と併せて同時に行う。

3 上記2による対応を超えて、金商法に関する制度的改正までさらに果たして必要か<sup>8</sup>？

#### 四 上記の対応を行うために、実務現場で求められる取組みは何か？

1 経営現場の内部統制報告書完成に向けた社内体制・準備体制

2 会計士側の体制

3 監査役側の在り方

(1) 監査役に対してタイムリーにきちんと内部統制報告書の内容及び監査証明の内容が共有されるために、社内体制（会社ごとに千差万別であろうが）についてどういった点を見直していく必要があると考えられるか？

(2) 内部統制報告制度の関連で監査役が果たすべき役割として、見積もりや評価性項目について、社内の評価プロセスが due process に則っているのかどうかを監視検証することが重要ではないか。

以上

<sup>8</sup> たとえば、上記(D)の領域として、有価証券報告書の添付書類として定時株主総会に報告した計算書類・事業報告を求める規定がある（開示府令17条1項1号ロ・16条5項2号）。